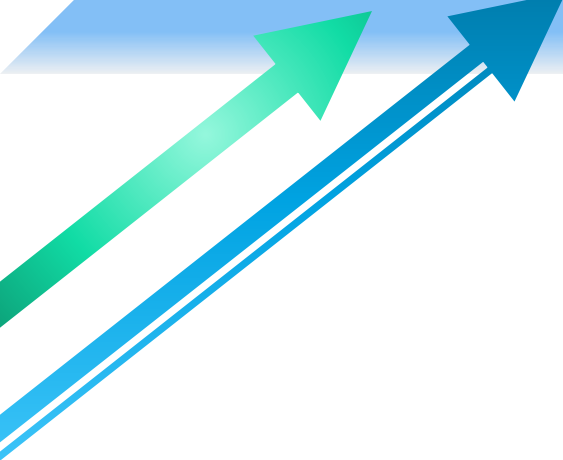
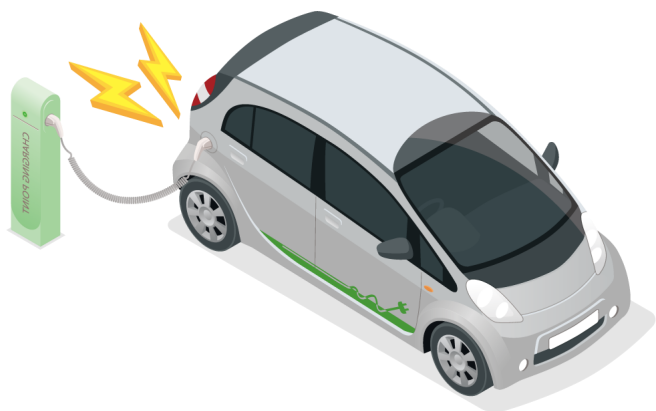




令和4年度 充電設備導入促進拡大事業

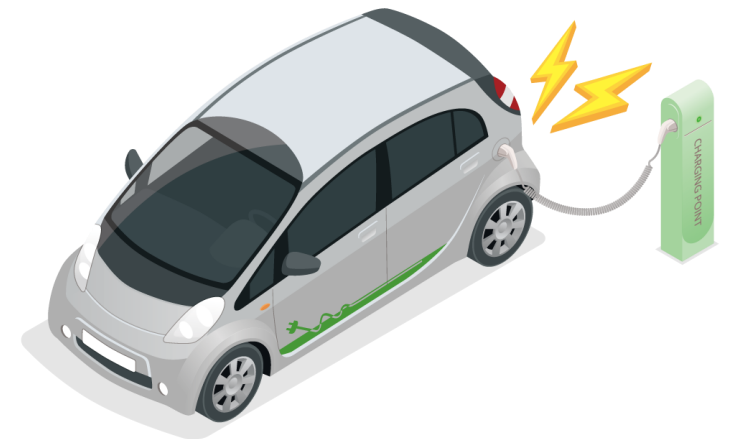
概要説明会



公益財団法人東京都環境公社
クール・ネット東京

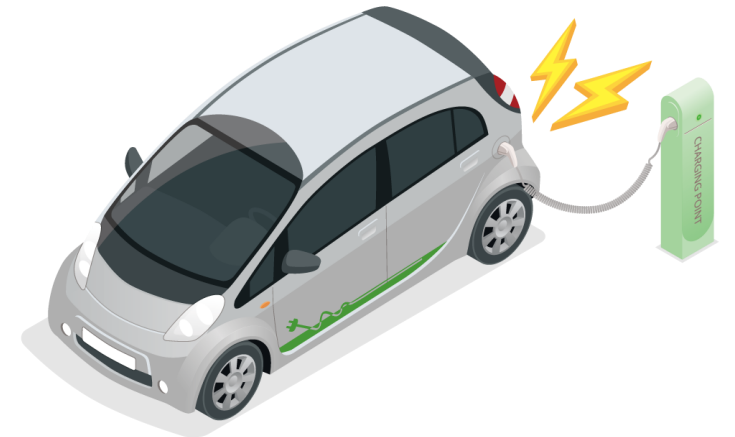
■ご協力をお願い■

1. 入室後、貴社名_名前順に表示をお願いいたします。
2. 説明会中はカメラ、マイクはOFFにさせていただきます。
3. 説明会は録画させていただきます。



目次

1. 事業の目的
2. 事業実施期間
3. 事業概要
4. 助成金申請から交付までの流れ
5. その他注意事項



1. 事業の目的

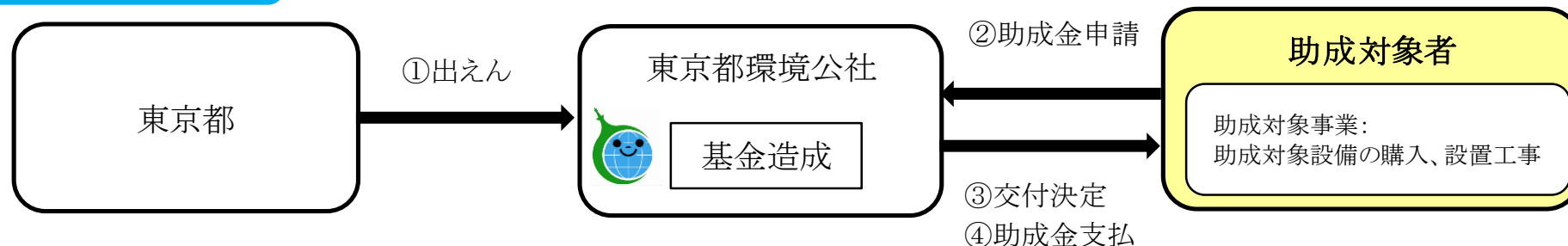
手引き参照ページ
P 2

事業の目的

自動車から排出される二酸化炭素の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進に向けて、充電設備の導入を促進します。

あわせて、集合住宅において二酸化炭素を排出しない太陽光による再生可能エネルギーをその電源として活用していくことを目的とするものです。

事業スキーム



2. 事業実施期間

手引き参照ページ
P2、P24、P29

事業実施期間

令和6年度まで（交付は令和7年度まで）

※毎年度申請受付期間を設け、予算の範囲内で行います。

申請受付期間

令和4年度：**令和4年7月15日から令和5年3月31日まで**

※予算超過の際は超過日をもって申請受付を終了します。

3-1. 事業概要（申請種別）

手引き参照ページ
P3

申請種別

種別	非公共用充電	公共用充電
助成対象者	充電設備の所有者	
充電種別	基礎充電	目的地充電
充電設備の使用用途	特定の者に充電設備の利用を限定する場合	一般開放
充電設備の設置場所	集合住宅、事務所、工場、月極駐車場 等	商業施設、宿泊施設 等

3-2. 事業概要（助成対象者）

手引き参照ページ
P9

助成対象者

充電設備の所有者

- 法人
- 個人（個人事業主含む）
- 法人格のある管理組合
- 法人格のない管理組合
- 都内の区市町村
- リース事業者

※国及び地方公共団体（都内の区市町村以外）は一部例外を除き、原則申請不可。

※都内の区市町村は、「公共用充電」のみ申請可能。

3-3. 事業概要（助成対象設備）

手引き参照ページ
(公共用充電) P9～10、(非公共用充電) P10

助成対象設備

一般社団法人次世代自動車振興センターが補助金の助成対象となる設備として承認したものであること。

- 超急速充電設備（出力90kW以上）
- 急速充電設備（出力10kW以上90kW未満）
- 普通充電設備（出力10kW未満）
- V2H充放電設備
- 充電用コンセントスタンド
- 充電用コンセント

令和4年4月1日から令和7年3月31日までに設置すること。

新品であること。

3-3. 事業概要（助成対象設備）

手引き参照ページ
（公共用充電）P9～10、（非公共用充電）P10

助成対象設備の確認方法

一般社団法人次世代自動車振興センター <http://www.cev-pc.or.jp/>



赤枠で囲んだ箇所をクリック

※V2H充放電設備については、“CEV補助金”の項を参照してください。



3-3. 事業概要（助成対象設備）

手引き参照ページ
（公共用充電）P9～10、（非公共用充電）P10

助成対象設備の確認方法

一般社団法人次世代自動車振興センター <http://www.cev-pc.or.jp/>

令和3年度補正 補助対象充電設備型式一覧表

更新日：令和4年6月27日

【区分】充電設備種別、運用費低減機能及び蓄電池を示す。
【仕様】耐塩：塩、寒冷地：寒、耐塩＋寒冷地：塩・寒、三相：三、単相：単
【補助金交付上限額(千円)】：型式における事業ごとの補助金交付上限額を示す。
経路：高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業
目的地：商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業
基礎：マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業

・本表※1で示す「参考価格」は、各メーカーからの申請内容に基づいた価格を掲載しており、実際の販売価格とは異なりますことをご理解ください。
・各機器の仕様及び課金方法や記載内容等については各メーカーへ確認のこと。

普通充電設備

メーカー名	区分		型式	出力	仕様	補助金交付上限額(千円)			参考価格 (円)※1
	種別	運用費 低減機能				経路	目的地	基礎	
普通充電設備			DNH326	6kW	単	85	85	85	オープン価格
			DNE3000K	4kW	単	150	150	150	オープン価格
			DNE3300K	4kW	単	200	200	200	オープン価格
			DNE3000K-NA	4kW	単	175	175	175	オープン価格
			DNE3300K-NA	4kW	単	200	200	200	オープン価格
			DNC321K	4kW	単	85	85	85	オープン価格
			DNM321S	4kW	単	120	120	120	オープン価格
		○	DNC321PK	4kW	単	90	90	90	オープン価格
		○	DNM321PS	4kW	単	125	125	125	オープン価格
			XDBNAS3000K	4kW	単	200	200	200	オープン価格
			XDBNAS3300K	4kW	単	200	200	200	オープン価格
			XDBNAK3000K	4kW	単	200	200	200	オープン価格
			XDBNAK3300K	4kW	単	200	200	200	オープン価格
			DNH323	3.2kW	単	70	70	70	オープン価格
			WK4322S	4kW	単	1	1	1	オープン価格
			WK4322Q	4kW	単	1	1	1	オープン価格

check!!

該当するメーカー・型式の機種
があることを確認してください。

3-4. 事業概要（設置場所）

手引き参照ページ
（公共用充電）P8、（非公共用充電）P8～9

設置場所

東京都内の施設等の敷地内であること。

【公共用充電の場合】

- ・公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所であること。
- ・公道からの入口に案内板を設置すること。

※「公道」の定義及びその他詳細については「助成金申請書類作成の手引き」を参照ください。

3-5. 事業概要（助成対象経費）

手引き参照ページ
（公共用充電）P10～17、（非公共用充電）P10～16

助成対象経費

充電設備の設置に係る下記の経費※1

- 設備購入費
- 設置工事費
- 受変電設備改修費※2
- 維持管理費（設置後3年間まで）※3

※1 助成対象となる経費や助成上限額等の詳細は「助成金申請書類作成の手引き」を参照ください。

※2 充電設備の合計出力が50kW以上の場合のみ対象となります。

※3 充電設備運営支援事業（別事業）での助成（公共用充電のみ対象）となります。

3-6. 事業概要（助成金額）

手引き参照ページ
 （公共用充電）P18～20、（非公共用充電）P17～19
 「申請パターン別 助成上限額と自己負担額例」

助成金額

	設備購入費	設置工事費	受変電設備 改修費	維持管理費 （設置後3年間まで）
超急速充電設備 （出力90kW以上）	全額 （機種ごとの 上限あり）	上限 500万円 1基当たり	上限 435万円	保守費等 上限 40万円 電気基本料 上限 110万円
急速充電設備 （出力10kW以上）		上限 6万円 （1kW当たり） or 上限 309万円 （1基当たり） いずれか低い方		保守費等 上限 40万円 電気基本料 上限 60万円
・普通充電設備 ・V2H充放電設備 ・充電用コンセント スタンド	半額 （機種ごとの 上限あり）	上限 81万円 1基目 上限 40万円 2基目～		
充電用コンセント		上限 60万円 1基目 上限 30万円 2基目～		

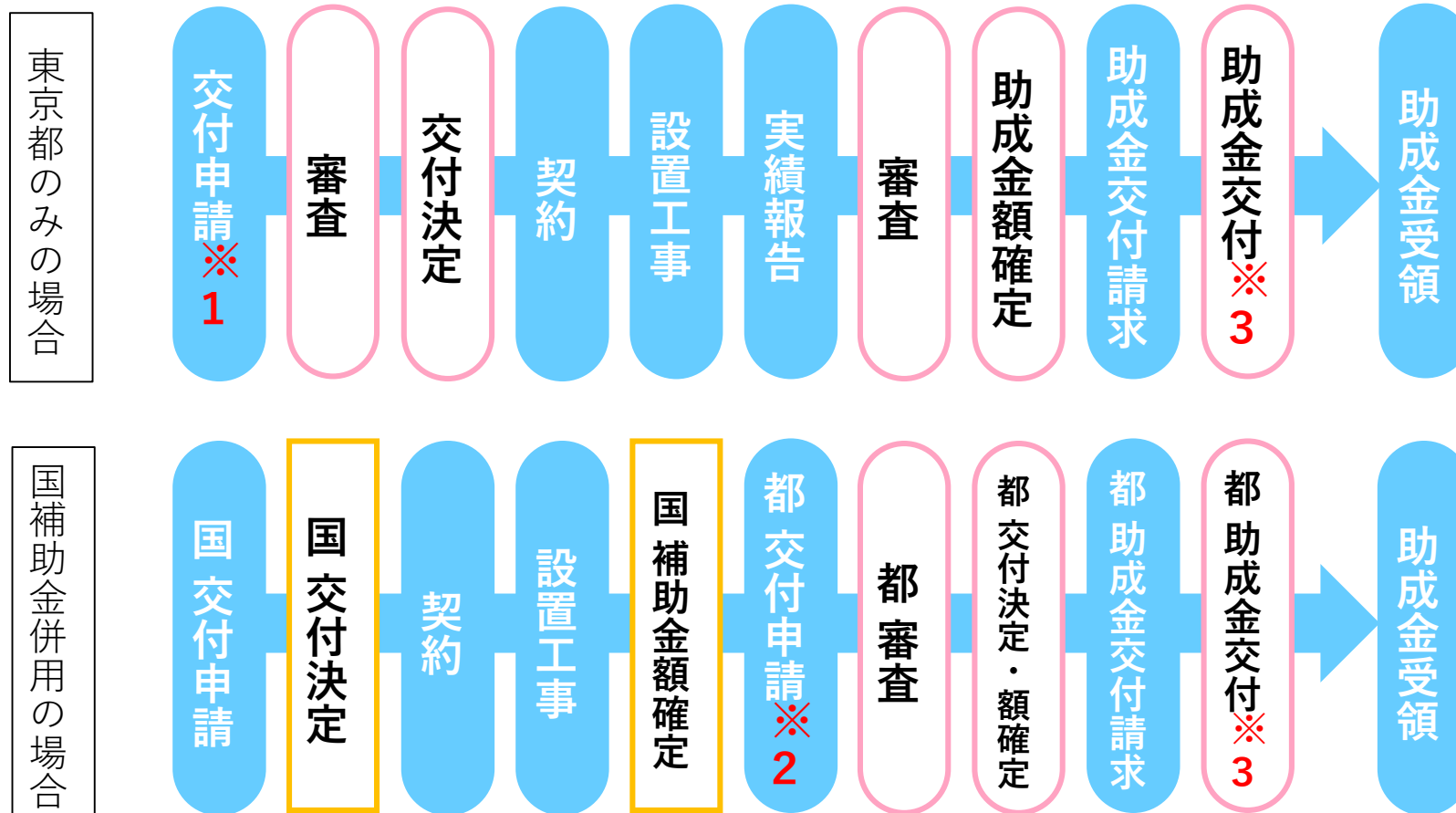
※上記金額は消費税その他助成対象外経費を除いた金額。

※国補助金を併用する場合は、その交付金額分を差引いた額が上限額。

4. 助成金申請から交付までの流れ

手引き参照ページ
P3～7

申請フロー



※1 「交付申請」は必ず「契約」前に行ってください。

※2 「交付申請」は「設置工事」完了後1年以内に行ってください。

※3 「助成金交付請求」から「助成金交付」までは1か月程度を要します。

- 申請者が実施
- 公社が実施
- 国が実施

5. その他注意事項

リース契約

申請する助成対象設備についてリース契約を締結する場合、下記に注意して申請してください。

【注意点】

- ・リース事業者が申請者の場合、リース料金から助成金相当分を差し引く必要があります。
- ・リース契約期間が処分制限期間に満たない場合は、リース契約満了後に再リースか買取りをする必要があります。

5. その他注意事項

手引き参照ページ
(公共用充電) P21、(非公共用充電) P20

手続き代行

申請者は、交付申請等の手続きを施工会社等に依頼することができます。

【注意点】

- ・助成金交付申請書に代行者の情報を記載してください。
- ・代行者による申請手続きに関する経費は助成対象外です。
- ・代行者が本助成金の規定に従って手続きを遂行していない場合、公社は代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

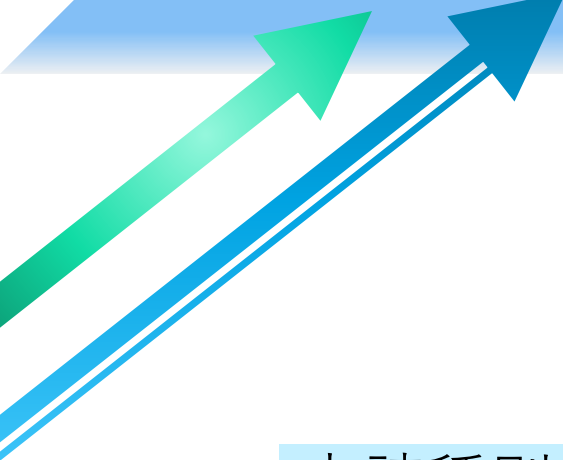
5. その他注意事項

処分制限期間

助成対象設備は、下記の処分制限期間について、本助成金の交付目的に沿って効率的運用を行う必要があります。

万が一、期間内に処分等をする場合、公社の承認が必要となります。

助成対象設備	処分制限期間
充電設備（付帯設備含む）	6 年



ご清聴ありがとうございました。

申請種別、設置場所、助成対象者、設置する機器により、必要な申請書類が異なりますので、各事業のホームページの
「助成金申請書類作成の手引き」 をご参照の上、
「申請ガイド」 をご活用ください。

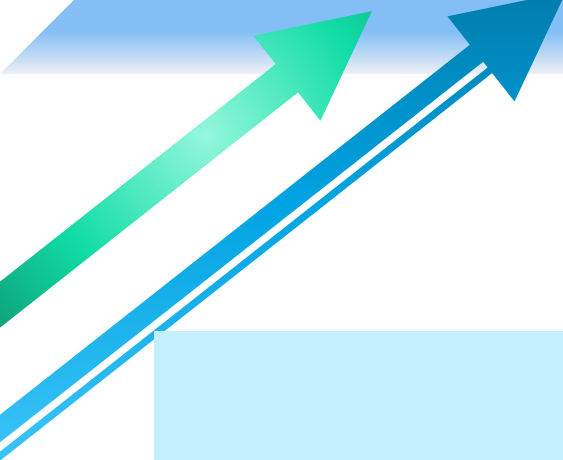
申請ガイド

申請ガイドはこちら →

click!!

上記リンク先の申請ガイドの質問に答えていくと、申請可能な助成事業が分かります。申請に必要な書類のチェックリストもダウンロードできますので、ご活用ください。

※Internet Explorerは動作保証外です。恐れ入りますが、Google Chromeなど別のブラウザをご使用ください。



【お問い合わせ】

➤ TEL : **03-5990-5159**

受付時間 : 9:00～12:00/13:00～17:00 (土日祝休み)

➤ MAIL : **cnt-juden@tokyokankyo.jp**

※お問い合わせの内容及びヘルプデスクの混雑状況により、回答までお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

東京都の取組のお知らせ

マンション充電設備普及に向けた連携推進協議会（仮称）について

• 1 概要

東京都では集合住宅の充電設備普及を図るため、関連する団体、事業者等で構成する「**マンション充電設備普及に向けた連携推進協議会(仮称)**」を設置します。

• 2 活動内容

充電事業者や**マンション事業者等**の関連事業者と連携し、導入事例やノウハウの共有や、充電設備導入に係る課題の掘り起こし、個々の状況に合わせてマッチング等を図ります。

• 3 充電事業者の公募について

本協議会に参加を希望する充電事業者を公募しています。（**9月2日（金）17:00まで**）

要件：**集合住宅向け充電サービス事業を実施している、**
または**実施を予定している事業者であること等**

※詳細については**環境局HP**をご覧ください。 東京都 環境局 気候変動対策部 家庭エネルギー対策課
TEL:03-5388-3533